

# 国土総合開発特別委員会議録第八号

昭和三十三年四月二日(火曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 五十嵐吉藏君

理事 川村善八郎君 理事 志賀健次郎君

理事 鈴木周次郎君 理事 薄田 美朝君

理事 松田 鐵藏君 理事 竹谷源太郎君

理事 渡邊 惣藏君

愛知 揆一君

椎名悦三郎君

林 唯義君

三浦 一雄君

北山 愛郎君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

國務大臣 石井光次郎君

國務大臣 宇田 耕一君

出席政府委員

北海道開発 中山 榮一君

北海道開発 政務次官 田上 辰雄君

北海道開発 発庁次長 井村 徳二君

経済企画 政務次官 井村 徳二君

總理府事務官 (経済企画 発庁部長) 植田 俊雄君

三月三十日

国土調査法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五四号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

北海道開発公庫法の一部を改正する  
法律案(内閣提出第六五号)

東北興業株式会社法の一部を改正す

第二類第二号 国土総合開発特別委員会議録第八号 昭和三十三年四月二日

る法律案(内閣提出第九七号)  
東北開発促進法案(内閣提出第一  
九号)

国土調査法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第五四号)

○五十嵐委員長 これより会議を開き  
ます。

北海道開発公庫法の一部を改正する  
法律案、東北興業株式会社法の一部を  
改正する法律案及び東北開発促進法  
案、以上三案を一括して議題として、  
前会に引き続き質疑を続行いたしま  
す。渡邊惣藏君。

○渡邊(惣)委員 この際岸総理の御出  
席をわずらわしまして、国土総合開発  
計画全般につきまして、質問をいたし  
たいと思います。

この特別委員会は、昨年の二月設置  
されてから、継続して存置をされ  
ておたつたわけでありまして、二月二十  
八日に第一回の委員会が開かれまして  
から一カ月余りたちますけれども、い  
まだもたずして、この委員会にかけれ  
れております継続審議の法律案である  
北海道開発発庁設置法案、あるいは石免  
法案の二つの継続審議法案、並びに新  
たに提出されております東北関係三法  
案等は、いずれも提案説明を受けただ  
けで、実質の審議に入っておりませ  
ん。このことは、私も委員が特にサ  
ボつておるのではないのでありまし  
て、一刻も早く重要法案のそれぞれ審  
議を遂げたいと考えておるのでありま  
すけれども、残念ながら主管の大臣

であります川村國務大臣が、二月二十  
八日と三月四日に登院されまして、あ  
いさつをされましたが、その後病氣  
欠席をされました。幸い總理が進まな  
い状態でありまして、幸い總理の御慰慮  
によりまして、石井さんが北海道開発  
庁長官代理に就任されましたが、この  
際、北海道、東北等の個々の地域開発  
の問題を審議する前に、国策といまし  
まして、岸内閣としての国土総合開発  
の基本計画につきまして、所見をお伺  
いたしたいと思う。その全国開発の  
基本がぎまらなければ、地方開発計画  
がいろいろと混乱を生じてくる危険が  
出て参つておるからであります。特に  
岸総理は非常に國務繁忙でありますの  
で、個々の具体的な問題等につきまし  
て検討されることのできないことは、  
十分私も理解をいたすのであります  
が、最近特に北海道開発計画がその第  
一次の五カ年計画を終りまして、今年  
の昨四月一日から、いよいよ第二次  
五カ年計画の初年度に入つて参つたわ  
けであります。

そこで、北海道総合開発計画を今後  
推進いたすといはしまして、第一次  
五カ年計画の成果とその検討、その反省  
の上に立って、第二次五カ年計画が策  
定されなければならぬ。ところが第  
一次五カ年計画の実施とその成果につ  
きましては、幾多の論議が繰り返され  
て参つておるようでありまして、最近、  
北海道開発あるいは国土総合開発に関  
連いたしまして、いろいろ論争を呼び  
起して参りますことは、私、非常に喜

びにたえないわけでありまして、御承  
知の通り、今年初頭におきまして、産案  
計画会議が、北海道開発はどうあるべ  
きかという報告書を発表いたしました。お  
ります。これにつきましては、それぞれ一  
流のダイヤモンドであるとか、あるいは  
は文芸春秋であるとか、その他の総合  
雑誌等がこれを取り上げまして、にぎ  
やかに北海道総合開発の経過と成果に  
ついての論争が繰り返されて参りま  
す。多分總理も、文芸春秋四月号の中  
谷吉郎博士の書きましたところの  
「北海道開発に消えた八百億円」とい  
う見出しのついた論文をごらんになつ  
たと思ひますが、まさか合理主義的政  
治家でありまして岸総理の場合は、北大  
の一教授が書かれた政府の政策を批判  
した論文だからといって、吉田さんの  
ように、これを曲学阿世の徒だとい  
う言葉で、あっさり片づけられるよう  
なことは、万々あるまいと存するわけ  
であります。そこで特にこの際、北海  
道総合開発につきまして一番この論文  
が指摘をし、また私も同感の意を表  
し、また政府の機関であります行政  
管理庁の長官の諮問機関であります公  
共事業特別調査委員会の調査報告書に  
おいても、同じ結論であります。また三  
月二十九日、行政管理庁長官から報告  
されました。行政管理庁監察部の全国  
の公共事業調査に対する報告事項が關  
議決定されて参りますが、この一、二カ  
月のうちに、民間あるいは官庁から  
発表せられましたそれぞれの論文ある  
いは主張、勧告等が一致して参りま

すのは、北海道の過去の五カ年計画と  
いうものが、果して国費七百七十六億  
円を投じた成果が完全に現われておる  
かどうかという点について、非常に疑  
問を持たれておるわけでありまして。な  
るほど、役所の側から見ますと、国費  
を投じたその額に比べて、当初計画か  
ら見ると五六%の成果を上げた、こう  
申しますが、それは予算の実施の關係  
がそういう数字で現われておるとい  
うだけであつて、現実におけるそれだけ  
の国家資金が投ぜられた北海道五カ年  
計画というものが、十分成果を上げて  
いるかどうかということについて、非  
常に疑問を持たれておるわけであり  
ます。

特に一番問題になつて参りますの  
は、農業開発の部分と同時に、人口吸  
取に関する問題であります。人口の問  
題につきましても、当初、昭和二十七  
年に北海道第一次五カ年計画がスタ  
ーとしたとき、当時の約四百  
三十万の人口に対しては、百六十万  
人の増加の計画を立ててスタートをい  
ましたわけでありまして、実質的には  
五十万前後しか人口の増加がなされて  
おらない。このことは、どの場合にお  
いても指摘をせられておる通りであり  
ます。しかも、その五十万弱の人口の  
うち、自然増が四十三万、残りの部分  
というものは、大半は自衛隊の拡大に  
よる社会的増加で、それは五、六万で  
ある。開発行政の推進に伴うところの  
人口増加の部分というものはほとんど  
ない。こういうことが、人口論争にお

いて出てきておる問題であります。これについてもいろいろ論議がありまされども、この論議を裏づける問題といたしましては、実際上北海道におきましては、戦後この十一年間におきまして、農業開発のために入植をいたしました総人口は、戸数にして四万八千四百八十八戸あるわけでありまして、そのうち、実際はその三二名の一万三千五百十二戸というものは、農業入植から十年間のうちに離農してしまつておる。

こういふ状態でありまして、さらにおりますのは、二十七年におきます北海道の農業人口の二十三万七千戸でありますものが、累年農業人口が減りまして、三十年になりますと、二十三万四千戸、あべこべに三千戸の人口が減つておるわけです。ここに非常に論議の焦点が出てきているわけですが、

一面、北海道の農業は、昭和十二年には農耕地が九十八万町歩あったわけであります。ところが、終戦の年の昭和二十年には非常に農地が荒れまして、この時期におきますと、農地は七十六万町歩、二十二万町歩減つておるわけですが、ところが、現在はさらに七十四万町歩に減つておるわけですが、農地が開発されるのでなく、逆に減つておる。農地が拡大されたと申しますならば、非常に喜びにたえないのですけれども、農業人口も減つた。それから十一年の開拓政策を進めて、農地開発や、あるいは農業移民を行なつておるが、あべこべに人口が減つていく、農地が減少していくといふことは、これは少くとも北海道開発計画の基本計画の中に何かの矛盾があつて、こういう結果が導き出されておるので

はないのか。その根本的な原因はどこにあるのかといふことを、私はその真相をつかみたいわけですが、私どもは言葉のやりとりでなしに、もっと誠実に、日本の国の運命を背負う北海道開発及び国土開発につきましては、なぜこのういふことが出てきておるかといふ事実をはつきりつかみ出すことによつて、これからの新たな日本の四つの島に限られた国土の上に、日本人の生成発展をになうためには、どういふ理由によつてこのういふ現象が出てきているのかといふ、根本を明確にいたさなければならぬ。このことが明らかにならないと、次の第二次五カ年計画の初年度以降、今後五年間努力をいたします北海道開発の計画に、非常な困難が生じてくる危険がある。なお同時に、この委員会におきまして、これから審議をいたします東北開発促進法の制定以後における東北開発の問題につきましても、さらに重大な問題が出てくるのではないかと、実施をしてから五年も過ぎてから、お互いが矛盾を摘発し合つたり、政治的な責任を究明し合つたり、なすりつこすることなくして、ここで根本的に、なぜこのういふような現象が生ずるのか、これからその根本的な問題を解明し合ふことが、必要なのではないかと考へるわけであります。この点につきまして、総理のお考えを伺いたいわけであります。

○岸岡大臣 国土開発の問題は、全国的に総合開発を推進する、これは日本経済にとつてきわめて重大なことであります。特に北海道につきましては、今お話がありましたように、すでに第一次五カ年計画を終つて、第二次五カ年計画に入らうとしておる

であります。一体国土総合開発、こういう開発の仕事といふものは、いうまでもなく非常に困難の多いものであります。最初に計画した通りになかなかいかない。先日、過去における東北開発について、三浦委員からもその失敗の跡を申し述べられました。われわれが今日までやつてきたこの種の仕事といふものが、なかなか計画通りにいかない。しかし、どうしても日本においてはやらなければならぬし、ことに北海道の開発につきましては、国もすでに強い決意のもとに、五カ年計画を實行し、さらに第二次五カ年計画に入らうとしておる。そうなりますと、今お話の通り、第一次五カ年計画の成績が最初のわれわれが期待した通りにいっておらない。特に農業及び人口の面において著しい支障を来たしているといふことを、私も十分反省し、検討して、第二次開発計画の実施計画を樹立し、その実施に当らなければならぬといふことは、当然だと思ひます。第一次北海道開発計画の跡を顧みてみますと、電源開発であるとか、あるいは道路、港湾等の比較的基礎的のものと思われれるものに対する成績は、比較的いつておられないけれども、一番計画通りにいっておらないのは、産業面、特に農業の点である。いうまでもなく北海道の農業開発につきましては、非常に広大な地面で、人口が比較的稀薄であるといふことには、自然的条件として相当の困難が本来あると思つておる。しかし、これに対しては、十分な計画を立て、適地適作といふ見地、並びに農業開発に要する農業移民なり、農業人口の増大といふ計画を、さらに詳細に実地に適するように立てる必要

があると思ふ。過去における第一次五カ年計画について、農業上の――特庫等にそれそれ七十万から三十万の人口増を来たしておるわけであります。ところが、一面、五カ年間のうちに人口の自然増が統計の上で一つも出ていないで、あべこべに人口が減少してしまつた県が出てきておるわけであります。山形県が三千六百九十八、栃木県が二千八百八十二、山梨県が四千三百二十五、長野県が三万九千五百三十九、滋賀県が七千四百四十六、徳島県が四百二、香川県が二千九百九十九といふうに、五年間にあべこべに人口が減少しておるわけであります。ここに当然人口の自然増があつたはずであります。これはきつと社会的移動が行われて、人口が減つたのであつたと思ふのでありますが、こういう現象が出て参つておる。これを今度の東北開発促進法案の趣旨に基いて、東北七県の人口を見ますと、千八百八十七千九百三十四人の東北七県の人口のうちで、わずかに二十五万四千八百二十六人しか人口が増してない。この人口の増しましたのは、そのうちの相当数が新潟県でありまして、他の東北六県の人口の増加率はきわめて微弱な状態に置かれておる。こういう現象が國勢調査の結果現れておる。もつとはなはだしいところは四国であります。四国四県の場合は、國勢調査の結果、四百二十三万五千二百四十三人といふ数字に対して、わずかに二万四千九百五十八人しか増加しておらない。四国の中で愛媛県だけがわずかに増加率を示して、他の府県はほとんど低下をしておるといふ現象であり

があらうと思ふ。過去における第一次五カ年計画について、農業上の――特庫等にそれそれ七十万から三十万の人口増を来たしておるわけであります。ところが、一面、五カ年間のうちに人口の自然増が統計の上で一つも出ていないで、あべこべに人口が減少してしまつた県が出てきておるわけであります。山形県が三千六百九十八、栃木県が二千八百八十二、山梨県が四千三百二十五、長野県が三万九千五百三十九、滋賀県が七千四百四十六、徳島県が四百二、香川県が二千九百九十九といふうに、五年間にあべこべに人口が減少しておるわけであります。ここに当然人口の自然増があつたはずであります。これはきつと社会的移動が行われて、人口が減つたのであつたと思ふのでありますが、こういう現象が出て参つておる。これを今度の東北開発促進法案の趣旨に基いて、東北七県の人口を見ますと、千八百八十七千九百三十四人の東北七県の人口のうちで、わずかに二十五万四千八百二十六人しか人口が増してない。この人口の増しましたのは、そのうちの相当数が新潟県でありまして、他の東北六県の人口の増加率はきわめて微弱な状態に置かれておる。こういう現象が國勢調査の結果現れておる。もつとはなはだしいところは四国であります。四国四県の場合は、國勢調査の結果、四百二十三万五千二百四十三人といふ数字に対して、わずかに二万四千九百五十八人しか増加しておらない。四国の中で愛媛県だけがわずかに増加率を示して、他の府県はほとんど低下をしておるといふ現象であり

○渡邊(總)委員 北海道開発の問題につきましては、幸い石井さんというりつぱな大臣において願ひましたので、これは一つ別の機会に主管大臣等にいろいろ御質問いたしたいと思ひます。

そこで、人口問題を申し上げたことに関連して、もう一言ここで総理の所見をお伺いしたいのであります。昭和三十年の十月一日付の戦後第二回目の國勢調査によりますと、人口の動態が著しく変貌を来たしておるわけであります。これは、たとえば五年間に三千万以上も人口が増大をいたしましたところは、東京の百七十五万九千五百

三十八人という膨張を初めといたしまして、大阪、神奈川、愛知、福岡、兵庫等がそれぞれ七十万から三十万の人口増を来たしておるわけであります。ところが、一面、五カ年間のうちに人口の自然増が統計の上で一つも出ていないで、あべこべに人口が減少してしまつた県が出てきておるわけであります。山形県が三千六百九十八、栃木県が二千八百八十二、山梨県が四千三百二十五、長野県が三万九千五百三十九、滋賀県が七千四百四十六、徳島県が四百二、香川県が二千九百九十九といふうに、五年間にあべこべに人口が減少しておるわけであります。ここに当然人口の自然増があつたはずであります。これはきつと社会的移動が行われて、人口が減つたのであつたと思ふのでありますが、こういう現象が出て参つておる。これを今度の東北開発促進法案の趣旨に基いて、東北七県の人口を見ますと、千八百八十七千九百三十四人の東北七県の人口のうちで、わずかに二十五万四千八百二十六人しか人口が増してない。この人口の増しましたのは、そのうちの相当数が新潟県でありまして、他の東北六県の人口の増加率はきわめて微弱な状態に置かれておる。こういう現象が國勢調査の結果現れておる。もつとはなはだしいところは四国であります。四国四県の場合は、國勢調査の結果、四百二十三万五千二百四十三人といふ数字に対して、わずかに二万四千九百五十八人しか増加しておらない。四国の中で愛媛県だけがわずかに増加率を示して、他の府県はほとんど低下をしておるといふ現象であり

があらうと思ふ。過去における第一次五カ年計画について、農業上の――特庫等にそれそれ七十万から三十万の人口増を来たしておるわけであります。ところが、一面、五カ年間のうちに人口の自然増が統計の上で一つも出ていないで、あべこべに人口が減少してしまつた県が出てきておるわけであります。山形県が三千六百九十八、栃木県が二千八百八十二、山梨県が四千三百二十五、長野県が三万九千五百三十九、滋賀県が七千四百四十六、徳島県が四百二、香川県が二千九百九十九といふうに、五年間にあべこべに人口が減少しておるわけであります。ここに当然人口の自然増があつたはずであります。これはきつと社会的移動が行われて、人口が減つたのであつたと思ふのでありますが、こういう現象が出て参つておる。これを今度の東北開発促進法案の趣旨に基いて、東北七県の人口を見ますと、千八百八十七千九百三十四人の東北七県の人口のうちで、わずかに二十五万四千八百二十六人しか人口が増してない。この人口の増しましたのは、そのうちの相当数が新潟県でありまして、他の東北六県の人口の増加率はきわめて微弱な状態に置かれておる。こういう現象が國勢調査の結果現れておる。もつとはなはだしいところは四国であります。四国四県の場合は、國勢調査の結果、四百二十三万五千二百四十三人といふ数字に対して、わずかに二万四千九百五十八人しか増加しておらない。四国の中で愛媛県だけがわずかに増加率を示して、他の府県はほとんど低下をしておるといふ現象であり

ます。

ここで問題になりますのは、政府は、全国総合開発の中間案におきまして、昭和四十年には総人口九千七百三十七万人に増加を予定いたしました。目下全国総合開発の策定中でありまして、こういうような国勢調査の結果、あべこべに五年を経過して人口が減少しておられるという形のもの、あるいは大都市、産業都市に人口の社会的集中が行われて、そうして東北及び四国の場合のように、人口の増加が非常に微弱であるか、あるいは自然増があつても、社会的移動が行われて、その地域の開発が全く停滞の状態になつておられるという現象がここに発生してきておるのでありますけれども、こういう点につきまして、全国総合開発計画と国の再編成、国民の人口の散布計画というものと、それから産業開発の計画というものとを、どういうように結びつけていかれようとするのか、この点についてのお信をお伺いしたいと思つておられます。

○岸国務大臣 過去の傾向、特に今御指摘のありましたように、最近の傾向が大都市に人口が集中しておつて、あまりにもはなはだしい傾向であるといふことは、国政の上から見ましても、重大な幾多の問題を含んでおると思つては、御承知のように、法律に基づいて、一方は今長期経済計画を検討し、改訂をいたしておりますが、これとにらみ合せて国土開発の計画を立てなければならぬことは、言うを待ちませぬ。従いまして、特に今お話の人口の偏在的集中傾向に対して十分な検討を加えて、そうして今の経済計画、国土

総合開発の計画とにらみ合せて決定をしなければならぬ。ただ単に産業経済の事業の面だけからこれを検討し、論ずることはできない、人口の点の今申したような傾向に對し、人口の十分検討を加えて、経済計画とにらみ合せて、国土総合開発計画を立てていきたい、かように考えます。

○渡邊(愼)委員 そこでお伺いをしたいのですが、北海道開発法が二十五年の五月に制定をされ、一月ばかりおくれまして、国土総合開発法が制定をされておられるのであります。国土総合開発法が制定されました以上は、国土総合開発法の規定に基きまして、その全国総合開発計画の基本に基いて、特定地域開発計画、府県開発計画等がそれぞれ割り出されていかなければならないこととは当然だと思つておられます。また法の精神であります。ところが、現実には、国土総合開発法が制定をされて七年も経過いたしましたも、いまだもって全国総合開発計画の樹立がなされておらない、全然策定されておらない、わずかに中間案というふうな、いわば無責任な、舌足らずのものが資料として配付されておられるだけであります。この国土総合開発法に基きまして、この全国総合開発法の一つも策定されておらないわけでありまして、にもかかわりませぬ、一方においては、北海道総合開発計画がもうすでに第二次の年度に入り、しかもここで東北開発計画の初年度に入つておられる。こういう中で、たとえは特定地域の開発計画が十九カ所にと及んでおられる。こういうように、全国がちりぢりばらばらに計画が進められてお

る。この国会では国土開発の縦貫道路法、鹿児島から北海道の稚内を結ぶ重要な、日本の国の背骨を縦貫する国道を打ち通して、その日本の背骨の一貫した中に産業開発を企てようという新たな法律が国会の通過を見た。もうこの段階になりますと、いやでもおもうのも日本の国は、もう一べん、今まではばらばら開発をしてきたものを一本にまとめて、強力な総合開発計画の樹立を、その一環として北海道開発を推進し、その一環として東北開発計画を推進、後進地域の開発を進めていく、こういう特定地域あるいは地方開発、府県開発というものを総合一体にする基本としての全国開発計画の策定が急がなければならない。本来これが先であるべきであります。おくれしておりますから、五年も七年もおくれているのですから、やむを得ぬと思つておられる。もうこの時期に全国開発計画を政府の責任において閣議決定をして、早急樹立をいたさなければ、さらに矛盾が増大をいたして参ります。北海道だけをいかに取り上げましても、全国の部分でありますから、人口の社会的移動その他は随時行われましますし、あるいは北海道におけるところの開発計画に對しましても、いろいろ変動が起つてくるのは当然なことでありましますから、一体この全国開発計画というものをいつ策定されるのか、こういう状態の中でどうなさるのか、この点を一つ明確にしたいと思つておられます。

○岸国務大臣 お話の通り、国土の総合開発につきましましては、全国を一つの全体として見て、これに對する確固たる計画を持ち、そうしてその部分として北海道や東北の総合開発計画とい

うものを当然考えなければならぬ。理論的にはまさにその通りだろつと思つておられます。ただ実際問題から見ますと、北海道、東北という全国の総合開発計画におきましても最も重要視しなければならぬ部分に對しては、すでに特別の措置がとられてきておりますけれども、しかし、同時にその開発計画といふものが、全体的の開発計画に關係を持っておられるので、それを全然離れて、北海道の開発とか、あるいは東北の開発もできないわけですから、御指摘のごとく、全国の国土総合開発の計画をできるだけ早く樹立しなければならぬことは、言うを待ちませぬ。その先ほどもちよつと触れたのであります。長期の経済計画を改訂いたしましたので、その検討をいたしております。これもまた密接な關係がございますから、これを並行して、全国にわたる国土開発計画をして検討して、ほぼこれとにらみ合せて時期において、これを最終的に決定をいたす、こういう考えでおります。

○渡邊(愼)委員 時間がございませぬので、この際總理に数々お尋ねをいたしたい問題もあつておられます。最後に二点にしまして、これを私の質問として、同僚にあとの時間をお伺いしたいと思つておられます。

最後の二点は、こういうように今国土開発に関する考え方が非常に活発に議論をせられ、またその必要度が高められ、国民の関心も非常に高まつて参つております。また總理御自身もそう考へていらつしやうと思つておられます。国土開発の行政機構のあり方が問題になつて参ると思つておられますが、現在わが国の開発行政機構といつ

しては、経済企画庁の中に開発部があり、またその実施の部面については、建設省その他の各省がそれぞれ關係において担当する、あるいは特殊な開発に關する企画官庁として、北海道開発庁等が存在しておられる、こういう形になつておられるわけでありまして、ところが一面におきまして、今度の東北開発促進法が通過をいたしますと、企画庁の中に東北調査室等のごとき施設を持たれるという構想が進んでおります。また寒地農業推進のために、農林省の内部に、寒地農業調査室という内容を持ったものが設置せられるかに承わつております。さらに、こういう行政官庁の開発計画の計画、実施の面がばらばらに進行して参りますところへ、二十四国会におきましては、政府は、内政省設置法を国会に提出をいたして、この内政省設置法によれば、これは建設省と自治庁を合体いたしました、これは建設省と自治庁を合体いたしました、内政省のとき行政機構を実現しようとする意図があるかに承わつておられるわけでありまします。しかし政府は、行政機構について根本的に再検討を加えるというものを考へ、かまもなく、行政機構について参つておられます。内政省設置法は二十四国会から継続審議になつておられますけれども、今もって内閣委員会におきましては、たな上げになつて全然審議されておられないわけでありまして、政府もまた撤回をされるときか、これを審議を推進するといふ方策は示しておられない。そこで内政省といふものについて、若干の疑問をお持ちになつていらつしやうのだと思つておられます。内閣は新たにスタートされたのでありますし、ここで行政機構についても根本的の新たな構想で開発をされることが妥

当である、今までの行きがかりにとらわれず、最も能率的な行政機構、最も目的と手段が一致し得る行政機構を樹立することが必要ではないかと考えるのであります。そこでこの際、この全国開発計画と地方開発計画とをまとめ、ほんとうに国土総合開発を推進します計画と実施の官庁を一元化して、国土開発省のような強力な計画と実施の官庁を設置せられるお考えがないかどうか、あるいは、そういう方向を持たせようとするお考えがないかどうか、これについての所見をお伺いいたします。

○岸国務大臣 行政機構の問題を根本的に検討して、そうして行政の目的を最も有効に果すように、機構の改正をしなければならぬということは、これは私は行政機構に対する根本的考案の一つの大きな理論であると思っております。われわれも、今日まで行政機構の改革につきましても、鳩山内閣以来いろいろの研究もいたしましたし、その研究に基いた中間的なものも国会の御審議をお願いしておりますが、しかしこれでもって終るものでもなければ、あるいはさらに根本的な検討も絶えずやっております。行政機構の能率化や、あるいは綱紀粛正の問題や、いろいろ行政機構として当然考えなければならぬところの根本を考えて参りました。それについて、国土開発について特別の省を設けたらどうかという御意見でございますが、この点は今おあげになりましたように、今日とにか一応の機構ができておまして、関係官庁との間にも協力を進めるような態勢をとっております。しかし私はそれで十分だとは考えておりません。国土総合

開発のごとき、各省にわたって関連があり、全国的にいろいろな見地から総合的に計画を立て、実施に当らなければならぬこの仕事を推進する上におきまして、今日の行政機構だけで十分だとは思いませんが、しからばというて、さらに今の国土開発に関する一切の計画及び実施の機構を集めて、一つの開発省を作つてやるといふようなことにいたしますことも、その点においては相当地意があるようでありまして、他は行政との関係も考えなければなりません。そういう国土総合開発の仕事は総合的に計画し、実行するに十分機能を發揮するような仕組みを考えなければならぬということ、渡邊委員のお考えと私は同様に考えておりますが、さて、それを具体的にどうするかということにつきまして、なお検討をいたしてみたいと思っております。

合開発のごとき、各省にわたって関連があり、全国的にいろいろな見地から総合的に計画を立て、実施に当らなければならぬこの仕事を推進する上におきまして、今日の行政機構だけで十分だとは思いませんが、しからばというて、さらに今の国土開発に関する一切の計画及び実施の機構を集めて、一つの開発省を作つてやるといふようなことにいたしますことも、その点においては相当地意があるようでありまして、他は行政との関係も考えなければなりません。そういう国土総合開発の仕事は総合的に計画し、実行するに十分機能を發揮するよう仕組

○渡邊(徳)委員 最後に一言だけ質問しておきます。実は北海道開発につきましても、御存じのように北海道開発庁という計画官庁がございます。石井先生が大臣の代理として出て参つたのでありますが、私の計算によりまして、石井さんは実は北海道開発庁長官の第十三代目に相なるわけでありまして、昭和二十五年六月一日に発足をいたしましたから、大臣のかわること十三人目、今まだ正式にかわつておりませんから、十二人半といふところでありませう(笑)。そこで、時間がありませんが、この際岸さんにお聞きを願いたい。数々があるわけですが、大体一年以上北海道開発庁長官にいたった人は、二人か三人しかおられない。極端なのは、周東さんなどは二十七日間で、こういう人

がおつたかどうかだれも知りません。わずかに六年七月のうちに、十三人も大臣がかわられておる。これでは、政府はから題目で、北海道開発をするとか言つておられますけれども、できやうがないのです。実際、表面上北海道に重点施策をするとか何とか言いつても、大臣を頭数としてふやしているだけです。非常に残酷な申し分でございます。田中知事が必死になつてやっておりますけれども、非常に気の毒だと思つておられます。だからといって、実施官庁にしろというのではありませんが、しかし総理府のあなたの足元にあります北海道開発庁というものは、わずかに六十人前後で、石井さんがその代理になつておる。しかも大臣が十三代もかわつておる。これでは政策の矛盾が出たり、ばらばらになつたり、いろいろな混乱が起るのではありません。しかも、大臣は十三代もかわりましたが、実施している北海道開発局というのは、七年間一人も動かないのです。どうもおかしい、あべこべなんです。一つの予算を握つて実行する実施官庁の局長が、七年間も動かないでやつておる。ですから、一昨々日の決算委員会、会計検査院から、昨年度の北海道におけるいわゆる開発関係の公共事業に関する批難事項が三十幾点も出て、開発庁は計画官庁で、実施官庁ではございませぬから、引っぱり出された田上さんは非常に迷惑なことだと思つておる。現実には大臣は十三人かわつて、一人の局長が七年間も陣取つておると、必ずそこいろいろな問題が発生して、十三人

も大臣が転々としてかわり、しかもその下部においては一人が七年も動かさないでやつておる。こういうような無責任な役所の人事の刷新や――またほんとうに北海道に根をおろして北海道の開発をやられるなら、この際石井さんがほんとうに腹をきめられて、北海道開発を背負つて立つていただくように決意をいたしました。こういう点について、この際総理大臣の所信をお伺いいたしました。私の質疑を終ることにいたします。

○岸国務大臣 従来の北海道開発庁長官というものが非常にたくさんかゝつて、従つて、この仕事を遂行する上にも支障を来たしておるといふ御指摘でございます。先ほど私が申し上げましたように、大体国土開発の仕事というものは非常に困難を伴う仕事であつて、これについては、よほどしっかりとした、また長期的な腰を据えた仕事ぶりをしていただかぬ、こう考へておられます。従いまして、今の政府としては、北海道開発庁長官が、過去において短かい期間で多数の人がかわつておるといふような事態は、十分是正しなければならぬと思つておる。また、いろいろな事情があつたらうと思つておるが、むしろ、長官がかわるから、行政機構の方を永續する意味において、局長以下の人事というものが、永續的になつておるといふ傾向も出てきておるのであると思つておる。しかし、仕事自体の性格から見ると、先ほど私が申し上げたような性格を持つておる仕事でありますから、政府がほんとうに本腰でやる、この行政機構も、あるいは人事も、そういう点において十分今後を考慮して参りたい、こう思つておる。

○五十嵐委員 午後一時半から再開をいたします。この際暫時休憩いたします。午前十一時五十六分休憩

○五十嵐委員 午後一時半から再開をいたします。この際暫時休憩いたします。午前十一時五十六分休憩

○竹谷委員 私は、岸内閣総理大臣に對しまして、まず国民経済計画について、第二は国土開発の基本問題について、最後に東北、北海道の漁業開発と日ソ漁業交渉について、この三つの問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

さて、昭和三十年の七月に、鳩山内閣は、内閣の附屬機関でありますところの石川一郎氏を会長とする経済審議会に對しまして、経済自立と完全雇用達成のための長期経済計画に關して諮問を發しました。経済審議会は五カ月間慎重調査、審議をいたしました結果、同年の十二月、すなわちあなたが自民党幹事長となられたあとに、昭和三十年度から三十五年度に至る六カ年間の第二次長期経済計画を答申いたしましたのであります。しこうして、この答申の前文におきまして、経済審議会は、次のように申しております。政府においてはさらに精密な検討を加え、本案をより完璧な計画たらしめることを要請いたしますとともに、計画の実施に關して言及をしております。特に次の諸点に留意して着実な推進を要望いたしております。第一は、その次の諸点と申しますのは、第一は、政府は、この答申に基き、実施計画を

決定しますとともに、これを国民に周知徹底せしめ、国民の十分な理解と協力を求めてもらいたい。第二は、関係各省は、本答申案の線に沿って、それぞれ具体的施策を策定し、計画的な実施をはかり、予算は本案の線に沿って編成をしろ。第三は、計画の実施に当たっては、少くとも一年一回は実績と対照をして、国民に公表しろ。このように述べておるのでございます。この第二次長期経済計画の答申を一体政府はどのように取り扱ったのであるか。実施計画を立てて、閣議決定を見たかどうか。そしてこの線に沿って予算を編成し、かつこれを実行したかどうか。まずお尋ねいたしたいと思うのであります。

○岸国務大臣 わが国の長期経済計画につきましても、今お述べになりました経済審議会において、その実施等に対する意見がつけられて、この計画が政府に答申されております。政府は自來年々の予算を編成するに当りましては、十分この計画に基礎を置きまして、この計画に沿ってこれを編成して参つておるのであります。また実施の状況等に対しましては、常にその計画と実施との関係の状況につきまして、これを検討いたしまして、所要の措置を講じて今日実施に当っておる、こういうわけでありませう。

○竹谷委員 だいたい、ま總理大臣から、長期経済計画に関しまして、きわめてそのない抽象的な御答弁がございました。しかしながら、この答申なるものは、私は国会図書館に行きまして、ガリ版で刷った謄写版刷りの印刷物を見ただけで、われわれ国会議員もよくその全貌を知り得ない、こういうもの

でございまして、第一これは閣議決定を経て、その決定に基づいて各行政機関が拘束されているかどうか。私はそうじゃないと思う。過去のことは、あなたが總理大臣にならない時代のごとくあるから、深く追及はいたしません。が、今後の問題もございまして、ただいまのような抽象的な御答弁でなしに、そのようなことが具体的に実施されたいかどうかということ、再検討をお願いたしたいのであります。時間もないから、私はこの追及を省きまして、次に移ります。

さて昨夜のラジオのニュース及びひけさの新聞紙は、経済審議会が三十三年度に始まる五カ年の長期経済計画を企画立案することにきめた旨、報道をいたしております。第二次六カ年計画によると、国民総生産は三十年度において七兆五千八百億圓、このように計画したのであります。実績は八兆一千八百八十九億圓となつておる。また本年度すなわち三十二年度の計画は、八兆三千三百二十億圓となつておるのでございまして、現在のところ、見通しといたしましては、九兆八千五百億圓くらいになるであろうと編測せられ、これは計画に對しましては一九%も上回つておる。こういう次第でありますから、計画の立て直しをしなければならぬ段階にきていることは事実でございませう。そこで、今後立てるところの長期経済計画は、内閣が責任を持つて、これを政府の政策として決定しなければならぬと思つて、そして各省などの各行政機関を拘束をいたしまして、予算並びに実施を確保すべきであると思つて、たとい、その計画が、われわれから見れば、全く新鮮味も、

画期的なものも、希望の持てるものもないおどろきのものではあつて、時とともだんだんよくなる法華の太鼓といふような計画であるといつたしまして、政府といたしましては、膨大な人と金を使って、責任を持つてせつなく作つたものである。作つておきながら、紙くずかごにほうり込んでしまふ。そうして、ただ計画はされたが、十分な土台なしに、ひとりで進んでいく。従つて、外国の経済がくしゃみをすれば、日本の経済はかぜを引いてしまふ。このような底の浅い、波の間に間に流される小船のような日本経済とならざるを得ない。こういう観点から、経済の専門家である總理大臣は、今後の長期経済計画の樹立に當つては、責任を持つてこれを閣議の決定にし、各省を拘束し、ぜひ所信を実現するようにお考えになる御意思はないかどうか、それを承つておきたいと思つておる。

○岸国務大臣 われわれは長期経済計画を立てて、そうして日本の産業経済の基礎を拡大し、さらに、これによつて国民生活の向上をはかり、完全雇用を実現しよう、こう考へておるわけでありませう、いうまでもなく私どもは、経済政策の根本といたしましては、自由経済主義をとつておるのであります。社会党の考へておられるような強い意味の計画経済なり、あるいは統制経済といふものを考へておるわけではございませぬので、自然その計画の実施に當りまして、いろいろな計画と実際との間の食い違ひができてくることは、私はある程度やむを得ないと思つておる。しかし、われわれが一つの目標を立て、日本の経済の発展とい

うものを企図いたしていく上における長期経済計画を立てます以上は、これによつて政府が予算の編成や、あるいは実施に當つて、関係各省が十分この計画の趣旨にのつとつてその行政をやつていくことは、当然やつていかなければならぬこととございませう。こういう意味において長期経済計画が樹立された上におきましては、政府としてその線に沿つてあらゆる施策を遂行するに必要なる措置は、これをとつていかなければならぬ、私はかように考へております。

○竹谷委員 さのうから麻布の国際文化会館で、十一カ国の経済学者が集まつて経済成長会議といふものを開いており、その席上でマンチエスター大学のルイスという教授は、経済開発には勇氣のある政治的指導力が必要であるといふことを説いており、またフランスのジュヴェネルという教授は、経済発展には天然資源の重要性は無視できない、このように申しておると新聞は報じておるのでございませう。従来、日本の国民経済計画と国土総合開発計画の大黒柱ともなるべきものが、どうもなかつたやうであります。しかしながら、去年三月二十九日に、数年にわたつて国会において慎重審議されて参りました国土開発縦貫自動車道建設法がよいよ上成立を見たのでございませう。この画期的な輸送手段であり、また開発の中核となるであろう縦貫自動車道、これをバック・ボーンといたしまして、日本経済の飛躍的な拡大発展の計画を立てるべきである、このように思つておる。ただいま経済審議会がこの企画立案に當らうとしておるのでございませうが、これに際しまして、この

土開発縦貫自動車道をバック・ボーンとして、日本経済拡大発展の計画を樹立する御意思ありやいなや、それを承りたいのであります。

○岸国務大臣 過般成立いたしました縦貫道路の計画は、単に輸送のみならず、資源の開発や、あるいは日本の産業経済から見ますと、非常に画期的な意味を持つておるものでございませう。従いまして、その建設が日本の将来の経済計画の上に大きく作用すること、当然でございませう。従いまして、そういうこともこの道路の完成の年次とにらみ合せて、わが国の長期経済計画が立てられることは当然でありませう。そうしなければならぬと思つておる。

○竹谷委員 總理大臣は、この間の本会議における御演説におかれましては、青少年に對しまして精神作興、あるいは愛国心の高揚といふことを説いておられます。しかし封建道徳の精神講話をもつては、愛国心の一粒をも作れないし、また青少年の血潮を沸かすこともできないので愛国心を盛り上げ、国民に希望と光明を与えるためには腐敗、墮落のない正しい政治が行われ、それが第一に必要であり、第二に、うるわしい豊かな住みよい国土を作り、そして日本経済の繁栄をもたらすこと、これにあると私は思つておる。前の問題につきましては、新しい政治指導者をもつて任じられる岸首相に、断固たる、従来の保守派政治の改革を一つやつてもらいたい。あとの経済問題につきましては、新しい経済計画と、飛躍的国土総合開発計画の立案実施を敢行せられたいと思つて、これのみが青少年に明るい希望を与え、

愛国心を盛り上げることにになると私は思うのであります。総理大臣の所見はいかがなものでございませうか。

○岸国務大臣 次代の祖国の運命をになう青少年の諸君が、希望と自信と勇氣とを持って立ち上ることができようにいたすためには、お話の通り、単に精神訓話やあるいは精神作興を大声疾呼するだけで、できるものではないということ、私もそう思います。それには、その青少年の諸君が将来に向って希望を持ち、また自分たちの祖国をほんとうに愛し、これを盛り上げていこうという熱意の沸くような政治をしなければならぬこと、お説の通りであります。しこうして、そのためには、政治そのものをきれいなものにしなければならぬ。綱紀肅正が行われ、あるいはほんとうに正直なものが栄えてき、不正直な人はいかぬというふうになり、正しい姿が政治に現われることが必要であります。また同時に、経済生活の面におきまして、ほんとうに国民生活が安定し、向上する、これによつて、青少年の諸君もそれぞれ落ちついて勉強ができ、自分たちの向学心が満足でき、また自分たちのこの力によつて国が栄えていく、というふうな希望の持てるようなあらゆる施策をする必要がある。従いまして、私はそういう点に今後政治の中心を置いて考えていかなければならぬ、かように考えております。

ありますが、東北地方総合開発の具体的計画の上に立つてやつたものではない、行き当りばつたりのおさなりの案、こう言わざるを得ない。開発公庫は、中央の大資本家が東北、北海道に進出する、それを助けるものであり、また東北開発公社は、政府並びに与党の諸君の御用会社にすぎないものになるのではないかと、いふことが多分におそれられる。国土総合開発法第一條末段には、社会福祉の向上、地域住民の利益にというふうなことをうたつておられますが、この地域住民の福祉増進、生活向上に何ほどの効果があるか、多大の疑問なきを得ないのであります。東北における産業経済の不振というものは、立地条件の整備されていないところ、その原因が伏在をす。かつて昭和の初年の冷害対策として、東北振興のための東北興業株式会社が約百に上る各々の各種の事業をやつた。これは地域住民の福利を増大する性質を持つ事業が多かつたのであります。探算のとれない条件のもとにありましたために、失敗して雲散霧消をいたしました。そうして今残存しているものは、数えるほどのないくらいである。そこで具体的総合計画に基かない東北開発事業というものは、八億円をどぶに捨てた北海道開発計画と同様の運命に陥ることを私は憂うるものである。そういう心配はないかどうか、総理大臣の御意見を承わりたいと思つております。

○岸国務大臣 午前中にお答え申し上げましたように、総合開発の仕事というものは、実際の実行に当りますと、予想しない困難が幾多あるものであります。また北海道、東北が開発がおくれ

ておるといふのは、それぞれの原因がございまして、いわゆる産業等の発展のためには、その立地条件を改善するための基礎的ないろいろな施設も十分考へてやらねばならぬ、うまいかないと思つております。また私どもは、これが実現された際におきましては、十分地元の人々の産業、仕事が生きて参りまして、その生活の安定や、その福祉が増進されることをわれわれはもちろん期待しておるのであります。過去における北海道の開発につきまして、いわゆる第一次五年計画といふものが、最初の予定通り、計画通りにいってないことは、これは十分考へなければなりませんけれども、われわれは決してこれがむだであつたとか、あるいはこれがどぶに捨てられたものであつたといふふうなことは、これは全然事実と違つておると思つております。むしろ、これによつて基礎的な条件が、今後第二次の計画が立てられ、これが実施されるならば、これが北海道におけるところの産業開発や産業の振興や、従つて、その住民の福祉の増進に私は相当に役立つものであると思つております。またその意味におきまして、東北振興の問題におきまして、過去において明治以来いろいろな経験は経ておられますが、この三法の実施によりまして、私どもはまだ開発のおくれであるこれらの地方の資源が開発され、また経済的發展が期せられて、地域の福祉の増進に必ず役立つ、こういう確信を持っております。

○竹谷委員 われわれは、十分な計画に基く東北開発の施策とは考へられませんが、これは所管大臣に追つて質問をし、所見を伺うつもりでございませうが、総理大臣におかれまして特に御注意願ひたいことは、先般三浦委員からも、いろいろ東北開発の過去の沿革を述べられた通りでございまして、決して工場を持ってくる、あるいは当面の金を貸してやるというふうなことで、ほんとうの東北開発は実現できないのでございまして、この点もこの法案が通り、実施に当つては、今おつしやつたような真の東北開発が実現し、東北の貧乏な住民の生活が豊かになるように御注意を願ひたいし、責任を持つて実施せられるように要望をしておきます。

最後、東北、北海道における水産業の開発という問題について、北洋漁業の振否はきわめて重要な影響を持つておられます。この問題に關連する日ソ漁業交渉の問題についてお伺ひしたい。日本の漁場は、御承知のように戦後著しく狭められまして、朝鮮沿岸や支那海、あるいは太平洋の南方方面、メキシコ湾、そういうところの漁場を失つて参りました。北方においても同様でございまして、東北、北海道の沿岸の漁民は、出漁することができない。また日本列島周辺の水産資源は枯渇いたしております。現に、私の宮城県等には、底びき網が非常に多いのであります。これが北洋漁業の独航船に権利を売つてしまつて、船と漁具と人間がいる。これはただ遊んでいるわけにいかない。そこで免許のない出漁をする。そうすると、水産庁、海上保安庁の船が、あらゆる漁港の入口に待つておつて拿捕をする。こういうわけで、いろいろ問題が起つておる。また北海道、東北の沿岸には、樺太やカムチャッカの引揚げ漁民が、仕事がないで娘を売るといふ現状であります。ところで、今、日ソ漁業交渉が進行中でございまして、サケ・マスは十二万トンにするとか、十万吨にするとかいつて、盛んにソ連と交渉して参ります。しかしながら、私から見ますならば、わが国が強硬に主張しているのは、二、三の巨大漁業資本家中心の努力といわざるを得ない。昨年北海道、東北の中小漁民が団結をして、母船をチャーターし、船回を作つて出漁許可を申し出たところが、河野農林大臣は、巨大資本家のみこれを免許した。こういうふうなやり方でございませうから、ソ連としては、日本の漁民のためにならない。とつた魚を日本人が食うのではない。八〇％はこれを輸出してしまふ。そうして資本家も儲けるにすぎない日本漁業である。こういうふうな認識の上に立つところに、日ソ交渉の困難性があるのではないかと私は思ふ。かて加えて、オホーツク海やベーリング海、その他の北洋の漁民は、カムチャッカなり、シベリアなり、あるいは樺太等の河川にさかのぼつて産卵をするわけである。この魚族保護また育成を、ソ連が大いにやつておると言つておられます。そういうことと日本は何ら努力もしないで、おいて、公海であるからといつて、どんどんこれをとつてしまふ。こういうことを見ますならば、ソ連が日本は勝手過ぎると考へるのも無理からぬ点があるように思われる。

そこで日本といつたしまして、日本のサケ・マス漁獲量ができるだけ多く獲得するといふことは、むしろ必要のことではございませうが、こればかりでは

なく、これと並んで、北海道や東北の漁民がソ連の漁場で労働をして、現物なり、あるいは金なりで報酬を得るといふ方法を交渉してはどうか。それならば漁業労働者のためになるということになって、交渉の上においても、これはソ連に対してはうまくいきやすくなる。また漁業労働、日本の漁民が北洋のソ連の漁場で働くといひまして、向うには船や漁具も不十分でありますから、結局、これはソ連漁業の下請企業的なものになる。あり余る漁船、漁具、漁民、漁業労働者が、北海道や東北にはたくさんいるわけでありませぬ。これらの人が、労働といひましても、下請企業になりますので、そのようにしてやっていくならば、今水産資源の枯渇した日本列島の周辺を、取り締り船と追いつ追われつをして、トロール船のやみ漁業をやっておるといふような漁民も救える。また、そのことならば、ソ連としては大いに交渉に乗り得る理由が起ってくる。従いまして私は、日本の日魯なり、大洋なり、あるいは日本水なりという、こういう大漁業者の非常なもうけになって、これにくっついていく漁船といふものは、全部これをこれらの母船に売らねばならぬ。それで赤字になる。そのようにして、資本家だけがもうけるようなやり方では、なかなかソ連は承服しがたかと思う。そのような漁獲の量を多くすることは大事であります。今私が言うような、東北、北海道の中小漁民が生きる道を、なんぼでもある北洋の漁場において見出して、そうして生活のかたを得る。また日本の外貨獲得の増大とあわせて御交渉になれば、東

北、北海道の中小漁民を救う方法があるのではないか。これに關しまして、総理大臣であり、外務大臣である岸さんのお考えを、これはかなり大きな問題ではございますが、最後に伺っておきたいと思つてあります。

○岸國務大臣 日本は漁業、特に漁民に對する一般的なこの政策は、農林省でそれぞれ講じておられますが、日ソ交渉の過程において、今御提案になつたようなことは、実はソ連の事情から見ますと、陸地における漁業は、ソ連がこれを独占的にやっております。それが、それと見合うべき公海における漁獲の制限を、兩國において話し合つておるのが現状であることは、御承知の通りであります。これはいふまでもなく、北洋におけるところの漁業資源というものを保存し、長く日ソ兩國においてその資源をとつていって、そうして、しかもそれが尽きないように考へていくのに、科学的にどういう基準でとつたがいかというところが、その根底として研究をされておるわけでありませぬ。われわれは、もちろん公海だけではなくして、陸上における状況についても、実は十分の資料を――ソ連側の提供する資料だけしか持たないものでありますから、これを日ソ兩國でもって共同調査して、公海及び陸地における漁業つきましても、十分に科学的な根拠における調査によつて、將來のこの北洋におけるサケ・マス等の資源を確保しようという見地で、交渉をいたしておるわけでありませぬ。しこうして、從來の例から見ますと、サケ・マスだけでなしに、カニ等につきましても、日本の独立の企業において、沿岸漁業をやつておつたもの、ソ連領の沿岸にお

いてやられた仕事もあつたのであります。また下請のような形でやられたものもございましたが、これらが全部実は閉鎖せられて、残つていておるものものは、公海だけのわれわれの漁獲の仕事だけが残つておる。これについての話し合ひが現在行われておる。竹谷君の言われるようなことは、實際の問題としては、ソ連が日本の漁民をその漁場に使うといふようなことは、現在の状況では、とても考へられない状況であると思つておる。しかし、日本の漁民なり、あるいは漁民の將來を考へてみ、また日ソの友好親善關係を將來増進していくという上において、北洋についての漁業につきましても、さらに兩國の間において、魚族の資源の保存といふような見地で、科学的に冷静に判断して、將來適切な措置を講じていく必要があると思つておる。従いまして、今のようない問題も、当然將來の問題としては、われわれは考へておかなければならぬ問題でありますけれども、現在の段階では非常にむずかしいという状況であります。

○五十嵐委員長 北山愛郎君。

○北山委員 時間がありませんから、一点だけ総理にお伺いしておきます。今までやつた国土総合開発といふものは、いろいろ問題点があるかと思つておるが、非常におくれているところ、非常に跋行しておるといふ点もあるんじゃないかと思つておる。それはやはり農業開発といふ点がおくれているからだというふうな思われる。從來やつております北上の総合開発にしても、あそこにも多目的ダムが二つばかりできておりますが、

そのダムが完成をすれば、電源開発の方は、直ちに発電所を作つて発電をする。しかるに、それに伴つた農業水利の方の仕事だけがおくれている、少しも進捗しないといふようなことがあるわけです。午前中も問題になつた北海道の開発にしても、私は失敗ばかりではない、やはりいいところもあるかと思つておる。しかし、その中で特に指摘しなければならぬのは、せっかく入植をした開拓農民が三二%も脱落しておる、農家の数がかへつて減少しておる、農業の開発といふ面において失敗をしておるんじゃないか。これはいろいろ原因があるかと思つておるが、やはり総合開発上、製造工業なりそういう面に重点が置かれ、公共施設等に重点が置かれて、農業がおくれてしまつておるのではないか、こう思ふのです。

そこでお伺いをするのですが、日本の国土が狭いということを言つておりますけれども、それについて土地の利用の問題があります。現在農業用に使つておるのが、探草地も入れて二二、三%です。ところが、ヨーロッパのイギリスは八二%農業用に使つておる。ドイツ、フランス、イタリアは六〇%ぐらい使つておる。(条件が違ふ)と呼ぶ者あり)条件が違ふと言われますが、非常に山の多いスイスですら、五二%も農業用に使つておるといふ事実があるんです。日本では、狭い狭いと言ひながら、四分の一も農業用に使つておらぬ。その大部分といふものは、六八%ぐらいが山林原野なんです。その山林原野も、十分集約的に使つておらないといふような、この土地利用の状態を、総理はどのようにお

考へになりますか、これをお伺ひしたい。

○岸國務大臣 お説の通り、総合開発の場合におきまして、農業の面における北海道の開発計画の実績にかんがみましても、非常に私は困難が多いと思つております。というのは、電源開発その他の近代的施設につきましても、資本と技術とあれば、経営力があれば、比較的計画通りに参りますけれども、農業の場合には、なかなかそう簡単にはいかない面があるかと思つておる。特に今の耕地面積等についての比較を――私は専門家でありませんから、はつきりした数字はつかみ得ませんけれども、日本の農業がヨーロッパ諸国の農業とやや趣きを異にしておるの、とにかく農業といふと、水田といふものが、日本の農業においては非常に重要な部門を占めておる。これを、さらに畑地なり林野を含めて、有畜農業等が計画的に有効な施設によつて進められると、土地利用も日本の農業の上において非常に改善されるのじゃないか、こういうふうにして、おられますが、いずれにしても、農業の計画を推進する場合におきましては、計画とその実施面について、過去の実績から見ましても、今後よほど力を入れなければならぬ、かように考へております。

○北山委員 農業について相当力を入れなければならぬといふお話ですが、日本の農業が、ヨーロッパの農業のようになり土地利用において十分でないといふ原因は、いろいろあるかと思つておる。けれども、やはり日本の土地制度、特に現在においては、農地改革からはずされておる山林原野の所有形態といひ

ますか、状態です、それが一つの障  
害になっておる。国有林においてもそ  
うであります。東北では全山林原野の  
四九%、半分くらいが国有林なんで  
す。これが林野庁のお考えによつて、  
やはり一つのセクト主義といひます  
か、自分の財産としてうまく経営しよ  
うというだけの見地から運営をしてい  
く。それ以外に相当大きな山林原野を  
持つておる者があつて、そしてそれは  
それなりの利己的な考へ方から、自分  
の利益の上に立つて、その土地あるい  
は山林を管理している。これが私は一  
つの障害じゃないかと思ふ。やはり東北  
が発展をしなければならぬ、農業にお  
いても、農産物の生産に於いても、土  
地所有管理についての封建的な制度と  
いふものが大きな障害をなしてあり、  
また現在でもそんなんです。これを一  
つ打破していくことを政府として  
は、お考えにならぬかどうか。一つの  
問題としては、国有林の開放です。国  
有林といふものをもつと広い見地か  
ら、今の農業といふものを、ヨーロッ  
プのように近代化させるといふ見地か  
ら、国有林を開放するといふのも一つ  
の手始めなんです。そういうことを御  
検討になるお考えがあるかどうか、こ  
れを承つておきたい。

○岸国務大臣 東北地方において国有  
林の割合が非常に多いといふことは、  
過日三浦委員からも御指摘になりまし  
て、私も実は過去において農商務省の  
役人をいたしてありまして、これに関  
するいろいろな問題にも接してありま  
して、そういう点が特に東北には多い  
と思ひます。従つてそれに関していろ  
いろと検討されて、これに対する御意  
見も起つてくるのは当然であると思ひ

ます。今国有林を開放して、これを民  
有に移すことがいいか悪いかは、これ  
またよほど検討を要する点であると思  
ひますが、少くとも農耕地としての適  
地につきましても、国有林につきまし  
ても、従来開墾を行なつてきておる部  
分も少なくないと思ひますし、また今申  
上げたように、有畜農業の計画から  
見ますと、土地の所有を国有林にい  
たしておきましても、これをさらに利  
用する方法もつこうかと思ひます。い  
づれにしても、農業の開発、こと  
に東北地方における特殊の事情を考慮  
いたしまして、農業用の土地の問題に  
つきましては、検討をする必要がある  
と思ひますが、それだからといつて、  
直ちに今国有林を開放するといふこと  
を申し上げることはできぬと思ひま  
す。十分検討をいたしてみなければな  
らぬと思ひます。

○北山委員 土地の利用をやるという  
場合には、国有のものばかりじゃなく  
て、最初にやらなければならぬもの  
は、土地の調査だと思ふのです。ここ  
ろが、国土の調査がさつぱりできてお  
らぬ。これは去年のこの委員会におき  
ましても指摘をしたのですが、一体、日  
本の山林原野なら山林原野が、どのく  
らい面積があるかということがわかっ  
ておらない。実測しておらない、従つ  
て、固定資産の基礎になる台帳の面積  
と、林野統計ではまるで違ふのです。  
農林省が発表しておる民有林の面積は  
大体千二百四十万町歩、ところが、固  
定資産税の台帳の方で計算をしていく  
と、七百万町歩くらい開きがある。そ  
こに五百万町歩くらい開きがある。こ  
れは実測しておらぬからです。林野統計  
の方も大体推定であつて、実測ができ

ておらない。国土が狭い狭いと言つて  
おつて、その国土の面積の実測もして  
おらないといふことは、これは土地  
利用ができないのは当然なんです。総  
合開発の基礎になるのは、土地及び地  
下資源の調査でなければならぬ。ここ  
ろがその調査の方は、こういう状態な  
んです。昨年高橋企画庁長官にこのこ  
とを話したところが、初めてそういう  
話を聞くのだ、それなら検討してみよう  
といふことで、実はことしの予算を期  
待しておつた。ところが、国土調査費  
といふものは去年と同じなんです。地  
方団体にやる分は一億三千万円で、去  
年と同額なんです。これは総合開発と  
いつても、その基礎になる土地の調査  
を進めないといふことでは、総合開発  
をやるとは言えない。こういうふうな  
国土の面積の実測もできておらぬとい  
う事態を、一体総理はどういうふう  
にお考えになるか。明治以来何十年も  
たつて、いろいろな面においては近代  
化が行われておるこの原子力の時代  
に、土地の実測ができておらぬので  
す。ですから、台帳面積で税金を納め  
ますから、脱税をしておるのです。五  
割くらいが林野統計と比べても食ひ  
違つておる。これは一つ土地の利用と  
いふものを進めよう、日本の農業を近  
代化しよう、こういうことであるなら  
ば、土地調査といふ問題は重大な問題  
なんです。若者の花代よりも、こうい  
う問題は関係で取り上げなければなら  
ぬ大きな問題なんです。これは狭い狭  
いと言ふのだから、まさか国土の調査  
くらいはできておるのだらうと、だれも  
のんきにかまえておるのですが、実際  
は大きな盲点になっておる。一つこれ  
を推進するお考えがあるかどうか、こ

れを確めておきたい。  
○岸国務大臣 国土の調査がおくられて  
おるといふことは、今北山委員のお話  
の通りで、総合開発をやる上から申し  
ましても、その根拠になるところの調  
査が十分にいつていないといふこと  
は、非常に遺憾と思ひます。そこで今  
度国土調査法を改正して、そして三十  
三年度からは——本年度の三十二年度  
は、前年通りの予算を計上いたしてお  
りますが、三十三年以降に於いてこ  
れを強力に推進したい、かように考へ  
ております。

○北山委員 これで終りますけれど  
も、今の問題は、これは大きな問題な  
んです。しかも調査をすれば、相当な  
金がかかります。かかりますが、若い  
人たちに、こういう国土調査という大  
きな国土建設の仕事に従事してもら  
うことができる。またその調査の結果、  
費用がかかっても、面積が確実に捕捉  
されますから、今まで税金を免れて  
おつたものが徴収ができるということ  
で、収入が上るわけです。決して損は  
しない。だから早く、少くとも来年度  
はこれに対して思い切つた予算を与え  
て、そして国土調査を完成して、土地  
利用計画を作るといふふうに進めてい  
ただきたい。これで私の質問は終り  
ます。

○五十嵐委員長 小平忠君。  
○小平(忠)委員 総理大臣にお伺い  
したいと思ひますが、北海道の第一  
次五カ年計画も三十一年度で終りまし  
て、いよいよ本年度は第二次五カ年計  
画の第一年度に入ったわけでありま  
す。北海道の第一次五カ年計画の経緯  
につきましても、産業計画會議の意  
見、勧告なり、あるいは北大の中谷教

授の論文等に現われておりますよう  
に、鋭い批判がなされております。そ  
ういふ批判の中に、今回東北の総合開  
発を推進するために、促進法関係三法  
を本国会のこの委員会に付託されてい  
るのでありますが、岸内閣といたしま  
しても、国土総合開発を促進するとい  
う見地から、国家予算の現状から見ま  
しても、単にから宣言で終らせてはな  
らない、現実的な問題だけに、私はこ  
の問題は非常に重要な点であると思  
うのであります。

そこで第一点にお伺いたしたいの  
は、北海道の過去五カ年間の経緯につ  
いて産業計画會議が批判されておしま  
すこと、あるいはこの産業計画會議の  
批判の内容について、北大の中谷教授  
が一応批判をいたしておられますが、私  
はこの批判なり論文には、熟読いたし  
ますと、非常にものつともである、なる  
ほど、かくかくの点については指摘の  
通りであるといふ点があると思つので  
あります。しかし中にはおおよそ現実を  
把握していない部分もあるものでありま  
す。従いまして、率直に申し上げます  
ならば、やはり吉田内閣から鳩山内  
閣、さらに今次の岸内閣と、こういう  
保守党の内閣を通じまして、ともあれ  
北海道に七百六十五億の金が投せられ  
た。そして批判はあるけれども、戦  
後の北海道の開発に大きな足跡とい  
うか、その実績が残されておるとは事  
実なんです。ただやり方については、予  
算の使い方、事業の実施の方法、ある  
いは機構上の問題等々、幾多意見があ  
るわけでありまして、しかしの過去五カ  
年間の経緯にかんがみまして、今後  
実施さるべき第二次五カ年計画につ  
きましては、再び失敗を繰り返さないよ





して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○岸岡務大臣 北海道及び東北につきましては、過去におきましても幾たびか冷害がございましたし、また雪害等の特別な事情がございますから、当然これらの寒地、そういう雪害のある地方における農業の経営、もしくは技術、もしくは農業の内容等につきましても、科学的な研究に基いた、寒地にも適する、また冷害等の被害を最小限度に食いとめる方法を講じていかなければならぬことは、今お話を通りであります。十分に各方面から研究をいたしまして、また当委員会にもたくさん北海道の御出身の方がおいででございますから、現地の有力な意見を反映していただきまして、これらに対する対策を立てて参りたい、かように考えております。

○五十嵐委員長 これにて内閣総理大臣への質疑を終了いたします。

○五十嵐委員長 次に、国土調査法の一部を改正する法律案が、去る三十日当委員会に付託になりましたので、本案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取することにいたします。宇田国務大臣。

案 国土調査法の一部を改正する法律

律 国土調査法の一部を改正する法律

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高度化に資する」を「高度化に資するとともに、あわせて地

籍の明確化を図る」と改める。  
第二条第一項第二号を次のように改める。

二 都道府県が行う基本調査  
三 地方公共団体又は土地改良区その他の政令で定める者（以下「土地改良区等」という。）が行う土地分類調査又は水調査で第五条第四項又は第六条第三項の規定による指定を受けたもの及び地方公共団体又は土地改良区等が行う地籍調査で第五条第四項若しくは第六条第三項の規定による指定を受けたもの又は第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基づくもの

第二条第三項から第五項まで中「第二号」を「第三号」に改める。

第三条第三項を削る。

第五条の見出しを（都道府県が行う国土調査の指定）に改め、同条第二項中「基本調査以外の第二号第一項第二号の調査」を「第二号第一項第三号の調査（地籍調査で第六条の三第二項の規定により定められた事業計画に基づくものを除く。以下第六条第一項において同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

6 主務大臣は、第四項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。

第六条の見出しを（市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定）に改め、同条第一項中「基本調査以外の第二号第一項第二号の調査」を「第二号第一項第三号の調査」に改め、同条に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。

第六条の次に次の三項を加える。  
（地籍調査に関する特定計画）  
第六条の二 内閣総理大臣は、国土の総合開発に関する施策を策定し、又はこれが実施の円滑化を図るため特にすみやかに地籍調査を行う必要があると認める地域について、政令で定めるところにより地籍調査に関する特定計画を定め、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の特定計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、関係都道府県と協議しなければならない。  
（地籍調査に関する都道府県計画等）

第六条の三 都道府県は、前条第一項の通知を受けたときは、同項の特定計画に基づき、政令で定めるところにより地籍調査に関する都道府県計画を定めて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

都道府県は、前項の都道府県計画に基づき、関係市町村又は土地改良区等と協議し、毎年度、政令で定めるところにより、当該年度における事業計画を定めなければならない。

都道府県は、前項の事業計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を得なければならない。

内閣総理大臣は、前項の承認をする場合においては、第九条の二第二項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内においてしなければならない。

第二項の事業計画が定められた場合においては、都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところにより公示するとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。

（事業計画の実施等）  
第六条の四 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第五項の規定により公示された事業計画に基づく地籍調査を行うものとする。

前項の場合において、都道府県、市町村又は土地改良区等は、あらかじめ、その実施に関する計画及び第三条第二項の作業規程の準則に基づく作業規程を作成して、都道府県にあつては内閣総理大臣に、市町村又は土地改良区等にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

第七条を次のように改める。  
（国土調査の実施の公示）  
第七条 国土調査を実施する者は、当該国土調査の開始前に、政令で定めるところにより、公示しなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。  
（経費の負担）  
第九条の二 都道府県は、政令で定めるところにより、第六条の四の規定により市町村又は土地改良区

等が行う地籍調査に要する経費の六分の五を負担する。

国は、政令で定めるところにより、第六条の四の規定により都道府県が行う地籍調査に要する経費の三分の二又は前項の規定により都道府県が負担する経費の十分の八を負担する。

前項の規定により国が負担する経費は、第六条の三第三項の承認に係る金額を限度とするものとする。

第十二条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

第三条の二第二項の規定による特定計画の設定  
第十五条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

第三条の三第一項の規定による都道府県計画の設定  
第二十条の次に次の一条を加える。

（職権登記）  
第二十条の二 前条第二項の規定により土地台帳の記載を改めた場合において、登記簿における当該土地又はその所有権の登記名義人の表示が土地台帳と符合しないときは、登記所は、遅滞なく、土地台帳に基づいて、当該土地の表示又は所有権の登記名義人の表示又はその登記をしなければならない。

前項の登記の手續に関し必要な事項は、政令で定める。  
第二十三条の次に次の一条を加える。

（調査等に対する勧告）  
第二十三条の二 内閣総理大臣は、

国の機関その他これに準ずる者で政令で定めるものがその所有又は管理する土地について地籍調査に類する調査又は測量を行う場合において、その正確さを確保し、又は重複を除くため必要があると認めるときは、その調査又は測量につき勧告することができる。

第三十二条中「第五項第四項及び第六項第三項の指定を受けて」を「第五項第四項若しくは第六項第三項の規定により指定を受け、又は第六項の第三項の規定により定められた事業計画に基いて」に改める。  
第三十二条の次に次の一条を加える。

(代位登記)

第三十二条の二 地方公共団体又は土地改良区等は、前条の規定により土地の合筆があつたものとして調査を行う場合において必要があるときは、当該土地の所有権の登記名義人又はその相続人に代り土地の表示若しくは所有権の登記名義人の表示の変更又は相続による所有権の保存若しくは移転の登記を申請することができる。

2 前項の登記の手續に関し必要な事項は、政令で定める。  
第三十三条第一項を次のように改める。

この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過規定)

2 この法律の施行前において改正前の国土調査法第二十条第二項の規定により土地台帳の記載を改めた場合における改正後の同法第二十条の第二項の規定の適用については、同項中「遅滞なく」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十九条第二十一号の次に次の一号を加える。  
二十一ノ二 国土調査法第三十二条の二第一項ノ規定ニ依ル土地ニ関スル登記

ニ関スル登記

○宇田国務大臣 たいだいま提案になりました国土調査法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明します。

御承知の通り、国土調査法は、昭和二十四年五月の第五国会における全国的統一的土地調査促進に関する衆議院の決議に基いて、昭和二十六年六月施行されました。以来、まず基準点測量より逐次事業を実施してございまして、各方面の本事業に対する積極的な努力によりまして、予算も順次増加し、調査の方法その他着々と整備されて参つておるのであります。しかしながら本事業の進展に伴い、かつ今日までの実施の経過にかんがみまして、とりあえず地籍調査事業につきましてその促進をはかるため、現行の規定を改める必要を生じましたので、ここに本法律案を提出いたしました次第でございます。

すなわち、第一点は、地籍調査の実施方式についてであります。現行法におきましては、地籍調査は、地方公共団体または土地改良区等の自発的な調査にまかされておるのであります。地籍調査の重要性にかんがみ、今後は単にかかる実施方式によるのみならず、国土の総合開発に関する施策を策定し、またはこれが実施の円滑化をはかるために、特にすみやかに地籍調査を実施する必要があると考えられる地域については、国が地方公共団体と協議の上、計画を設定いたしまして、この計画に基く地籍調査の実施を推進いたしたいと考える次第でございます。

第二点は、以上申し上げました方式により地籍調査を実施いたします場合に、これに要する経費につきまして、国と地方公共団体との間の負担関係を明確にいたしたいと考えるのであります。

さらに第三点は、国有地の調査または測量で地籍調査に類するものにつきまして、その成果が地籍調査と同様の効果を上げるようにする必要があるとすので、内閣総理大臣が必要な勧告を行い得るようにならしたいと考えるのであります。

最後に第四点は、地籍調査の成果の取扱いについてであります。現行法におきましては、地籍調査の成果が認証されずと、その成果が登記所に送付されまして、土地台帳を訂正するよう規定されておるのであります。地籍調査は土地に関するきわめて正確な調査でございますので、この成果に基いて、単に土地台帳を訂正するだけでなく、不動産登記簿の訂正までも行い得るよう必要な措置をいたします。

て、土地の権利関係の明確化をはかるよういたしたいと考えるのであります。

以上が国土調査法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○五十嵐委員長 次会は明三日午前十時半より開会いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後三時四十分散会

昭和三十二年四月五日印刷

昭和三十二年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局